

1 開会

2 会議運営上の説明

(1) 会議録作成のため、レコーダー等で録音をする件

(2) 会議の公開を行う件

3 議題

(1) 京田辺市こども計画策定に係るパブリックコメント結果について

(2) 京田辺市こども計画（案）について

事務局：〈資料3・資料4・資料5・資料6に基づき説明〉

まず、前回の会議までの流れを簡単に説明させていただく。「こども計画」については、令和5年度から策定作業に着手しており、令和5年度は計画策定に必要な情報を集めるため、各種アンケート調査を実施したところ。令和6年度は、その調査結果を分析し、市民ニーズを把握するとともに、こども・若者を対象にしたワークショップを開催し、こども・若者の意見を聴き、計画に反映させていくという取組を実施した。これらの取組に加えて、国の動向、こども基本法、こども大綱やこどもまんなか実行計画に記載の内容を勘案し、こども計画の骨子を検討し、10月1日の第2回会議で骨子案としてご説明させていただいた。

その後、骨子案へのご意見を踏まえ、こども計画の体裁に落とし込んだ素案を、11月24日の第3回会議でご提示し、会長と調整後、パブリックコメントにかける案を作成した。

12月18日から1月17日までの1か月間、パブリックコメントを実施し、本日の会議では、資料3パブリックコメントの実施結果報告からご説明させていただく。

パブリックコメント結果概要は、次のとおり

意見の提出者は、76名、意見の数は、127件

127件のご意見に対する対応区分の内訳は、

「計画に追加又は修正するもの」3件

「計画に趣旨を記載済みのもの」11件

「計画の実施段階で参考とするもの」82件

「その他」31件

第2期子ども・子育て支援事業計画策定時は、パブリックコメントへのご意見は、郵送・持参・FAX・電子メールに限っていたが、より気軽に提出い

ただけるよう、簡単なフォームによる提出を追加したところ、76名のうち、75名の方がフォームによる提出。残りの1名は、小学生のお子さんが書いた用紙を、保護者の方が電子メールで送ってくださったもの。

また、第2期計画の策定時には、7名から19件のご意見を頂戴したが、これを大きく上回る方にご提出をいただいたことは、「こども計画」を知る機会となり、こども施策に少しでも関心をもっていただくなききっかけとなったのではと考えている。

これには、これまでの広報紙や市ホームページでのパブリックコメント周知に加えて取り組んだ「LINEでの情報提供」や「市立小・中学校、教育委員会のご協力を得て実施した「さくら連絡網」でのプッシュ型の情報提供も影響していると考えている。

資料3の表紙の裏面に、提出日別、年代別の内訳を記載している。

初日、12月18日が22件、また、1月15日が27件と多くなっている。これは、初日にさくら連絡網配信・LINE配信を行ったこと、1月15日には、塘会長から同志社女子大学現代社会学部のゼミ生にご案内いただいたことで件数がのびている。

初日は、12月18日にLINE・さくら連絡網を同日配信したこと、当日のフォームによる提出が多かったが、フォームに「どの手段でパブリックコメントを知ったか」といった項目を設けなかったために、何が一番効果的だったのか、ということが把握できなかった。

また、フォームで気軽にご提出いただける反面、こども計画に関するご意見というよりは、日頃の生活の中でお気づきのことなどが多くあがったように思うため、今後、フォームを活用する際には、計画案のどの部分に対するご意見なのか、という項目を追加するなどの対策も必要があると感じた。もう一点、課題として、年代別内訳を見ていてもわかるように、小学生3件、中学生3件、高校生は0件と、塘会長のゼミ生のみなさんにご紹介いただいた以外に「若者」からの意見は、ほとんどなかつたため、どのようにアプローチすれば意見を提出していただけるかを引き続き考えていきたい。

では、まず、今回のパブリックコメントの整理の仕方について、考え方を説明させていただく。いただいたご意見については、要約した場合、困っておられることや、言い回しなども含め、意見をだされた方が伝えたいことがそのまま伝わらなくなってしまうことが懸念されるため、原文のまま記載することとした。

また、「個別的対応を必要とするもの」や「案件に賛否のみ表明しているもの」などは、「意見として取り扱わない」こともできるものの、今回は、こども計画を知ってもらう機会として紹介し、広く気軽に意見をだしてもらうこともねらいとしていたため、記載内容から、事務局であるいをかけて「意見として取り扱わない」というような判断は行わず、すべてを意見等として取扱いをさせていただいた。このことにより、ボリュームは多くなり、こど

も計画に直接関連のないことも含まれるかと思うが、市民のみなさんがどのように考えておられるのか、ということを把握するためにも、今回はこのような取扱いとしている。

そして、それぞれのご意見に対して、考え方をできるだけ丁寧にお伝えするように回答を記載した。

なお、こども計画は全庁的に関わる計画で、提出されたご意見に対する考え方は、庁内各担当課に周知し、調整の上、作成したもので、今後、担当課で事業を実施する際には、これらのご意見を参考にしていきたい。

いただいたご意見の内容で、一番目に多かったのは、遊び場・公園・児童館等も含め「こども・若者の居場所」に関するもので15件、続いて多かったのが留守家庭児童会に関するものが10件、計画書やアンケート調査等に関するものが同じく10件、まちの賑わい創出に関するものが9件と続いた。

続いて、ご意見を受けて、計画案を修正するもの3か所について、ご説明するが、「趣旨記載」「参考」「その他」のご意見については、申し訳ないが、時間の都合上、説明を割愛させていただくため、ご了承願いたい。個別のご意見とそれぞれに対する考え方については、**資料3**でご確認いただければと思う。

追加・修正箇所の1つめ、**資料3**の6頁、整理番号22の「計画の対象」についてのご意見。ご意見の要旨は、「おおむね30歳までが子育てをする親となっているが、子育て世代は40歳代までは？」という内容であった。こども計画では、「こども・若者」とその「家族・親・保護者」を対象としているものの、「家族・親・保護者を含んでいること」が、うまく表現できていないために、誤解を招いてしまった結果のご意見として捉えている。これを受けて、計画案の記載を修正、**資料4**計画案の9ページ、中段において、対象の記載を「こども・若者」と「親、保護者など、その家族」としており、それぞれをカギ括弧でくくり、目立つように記載した。

しかしながら、このページを見ていただくことは少なく、これだけでは十分な対応とは言えないと思うことと、別のご意見でも、「こども計画」というと、漠然と小さい「こども」が対象で、「若者」を含むこともイメージしにくいといったご意見もいただいていたことから、表紙を見て、ひとめでわかるように、**資料5**、**資料6**の表紙のように、

～「こども計画」は、「こども・若者」と「こども・若者を育てるみなさん」のための計画です～というフレーズを追加した。

また、このフレーズについて、2/19の教育委員会において、捉えようによっては、“こども・若者”“保護者等”以外には関係しない計画と受け取られないかというご意見をいただいたことから、再考し、「子と親をみんなで支える」ということが伝わるよう、「“こども・若者”と“こども・若者を育てるみなさん”をみんなで支えるための計画です。」とに変更予定。

また、表紙のイラストについても幅広い世代をイメージできるよう工夫し、視覚からも、小さいこどもだけが対象ではないというメッセージの意味も込め、作成した。

続いて、2つめの追加・修正箇所について、**資料3**の10頁、整理番号34のご意見について、計画案の103頁 基本目標I（1）に掲載している事業「発達段階に応じた性に関する教育と現代的健康問題に対応する保健教育の充実」と「プレコンセプションケアの推進」、また、110頁 基本目標I（3）に掲載している事業「こどもの性被害の防止」

これら3つの事業は重なる部分も多いため、「プレコンセプションケアの推進」の担当課に「こども・学校サポート室」を追加することの提案があったもの。このご意見を受けて検討した結果、ご意見に例示いただいている各事業との関係性も強いと考えられるため、**資料4**計画案の103頁、（学童期・思春期の）「プレコンセプションケアの推進」事業の担当課に「こども・学校サポート室」を追加した。

最後に、3つめの追加・修正箇所について、同じく**資料3**の10頁、整理番号34の後段のご意見について、こどもの心の健康を保つことが、不登校や若年層の自殺予防にもつながるという観点から、こどもたちの心の課題へのアプローチの強化をご提案いただいたもの。

このご意見を受けて、**資料4**計画案の105頁、111頁、119頁、124頁に記載の事業名「○教育相談体制の充実」のなかの事業概要のひとつとしてあげている「○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援を実施」としていたところ、末尾を「児童生徒の支援の充実」というように文言を修正した。

以上がパブリックコメントによる3点の修正箇所。これに加え、事務局で精査する中で、計画書において、主に次の4点について修正を加えた。

一点目、市長のあいさつの追加。二点目、**資料4**8頁の計画の位置づけの図について、京都府の「こども計画」の考え方方がパブリックコメント資料で公表されたため、記載を修正。三点目、**資料4**131頁からの第5章について、各表に単位の記載がなかったことから、それぞれ追加。四点目、第7章として、こども計画策定に携わっていただいた子ども・子育て会議委員のみなさまの名簿を追加したためご確認いただきたい。

その他、改めて確認する中での軽微な文言修正も今回で対応した。

資料5については、こども計画を抜粋した概要版の（案）。また、**資料6**は、できるだけ簡単な表現を用いた「やさしい版」の（案）。いずれも、8頁の構成で、見てわかりやすいものを目指して、作成している。それぞれ、一定数を印刷製本して、次年度から「こども計画」の周知等に活用していくたい。

以上が、議事（1）（2）についての説明。本来であれば、本日頂戴するご意見等に対して、どのように対応するか、もう一度会議等を開催して、委員

のみなさまの了承を得てから計画を決定し、印刷製本の指示に入るべきものと考えるが、スケジュールの都合上、会長と事務局で調整し、その後、委員のみなさまにご報告するというかたちをとらせていただきたい。

なお、**資料5**概要版、**資料6**やさしい版についても同様に進めさせていただきたいと考えているため、よろしくお願ひしたい。以上。

会長：かなりボリュームがあるものであるが、私もこのパブリックコメント結果を丁寧に見させていただいた。本当に、子ども・子育て計画に関わる部分だけではないものもあるけれども、市民の方々の意見が生々しく書かれているものがあったと思い、非常に重要なものであるというふうに認識している。ただいまの説明について、質問やコメントなどは。

周知の仕方というか、どういう風に、特に、中学高校生にアプローチしていったらいいか、といったこともアイディアなどをいただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

委員：**資料5**に関して、4ページの施策体系図の一番上に、誕生前から幼児期とあって、学童期、青年期とあるが、このパブリックコメントにもあったかと思うが、その「青年期」というのが、いつからいつまでなのかをここにも記載されたらよいと思う。どのページを見てもわかるようにされる方が良いのではと思うので、次に改訂する機会に、そのあたりを考慮いただければより良いのではと、個人的な意見であるが思った。

会長：非常に重要な、「青年期」については心理学的な青年期の捉え方と、一般的なラインと少し違う部分もあるかと思うので、そのあたりがわかるように記載するといいと思う。他に質疑はないか。

委員：先ほどのアンケート結果の中で一番多かったのは、子どもの居場所についてということで15件ぐらいあったとおっしゃった。会議の趣旨と合うかどうかわからないが、昨日、別の活動で、兵庫県西脇市の方に行ってきた。そこに、こちらで言うと城陽市の文化パルクのような大きい施設があり、もう未就学児とその保護者の方から、昨日は試験が近いということもあったのか中学生・高校生が集まって勉強しているとかそういうのもあったので、やはりそういうふうな要望があるのであれば、三山木にミライロというのがあつて、それよりもっともっと規模の大きい施設を望んでいる方が多いというのであれば、そこは検討していった方がいいのかなと思う。子ども計画の概要版を見させていただいても、**資料5**を見させていただいても多様な学びが実現できる場所作りっていうのは一応、施策の方向としてあげる以上、やはりそこは無視することなく、実現するためにアプローチしていく必要があるのかなと思う。

事務局：今回、子どもの居場所というところで、かなりの方がそういった場所を望んでおられるということは、このパブリックコメント以外の場所でも多く聞いているところ。今回、市の北部の方の大住ふれあいセンター、大住児童館があるところを令和8年度リニューアル工事をして、よりこどもたち、そしてもう少し年齢の高い人たちも利用できるように改修をしていく予定である。

その中に自習スペースを設けたり、また集まってみんなでディスカッションしながら学んでいただけるようなスペースをつくる予定で考えている。

会長：リニューアルを楽しみしていただければと思う。他に質疑はないか。

委員：居場所づくりというところに関連して、大住児童館のリニューアルということで、松井ヶ丘小学校に通っている4年生、2年生の子どもがいて、なかなか大住児童館には平日遊びに行けず、土曜日の午後に遊びに行かせてもらつてすごく楽しんでいる。先日、児童館の先生から、今度4月から工事に入ると聞き、私もそこで初めて知ったが、リニューアル後は工作室がなくなるとか、子どもが楽しんでいるパソコンの部屋がなくなると聞いて、残念だということを言っていた。リニューアルにあたって、パブリックコメント前の説明会というのは私も聞かせてもらったが、その中でこれからの中身は具体的にはまだ決まっていないという話があったと思うが、その後、もう決まっていたのかと思った。子どもたちの意見がどこまで取り入れられたのかなというところを少し思った。やはり地理的に松井ヶ丘小学校区の子は、大住まで行けないので、家に帰ってくるより大住児童館に歩いていく方が近いぐらいの距離。家まで帰ってきたら、その後、大住までなかなか遊びに行けないので、もっとコンパクトにというのはわかるが、そういう居場所がもう少し近くに身近にあったらいいなと思う。

それと育児サークルの支援に関連して、パブリックコメントにも出ていたが、私も育児サークル代表をしているが、その中で施設の利用の減免がなくなるという通知がきて驚いた。ほかに、文化協会のサークルにも入っているので、そこでもそういった情報は聞いていたが、市の施策の推進に当たり、京田辺市または京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体については、従来通り10割の減免があると文化協会の方にも説明されていたので、そこに育児サークルは入らなかったのかというところを少し残念に思う。私も自治会の公民館を使わせてもらっているが、自治会のものなので、なかなか活動場所が難しいところがある。そのあたりを、もう少し市全体で居場所づくりを推進していく、自治会の理解も得られるというか、そういうようなものがあったら、もっと活発になっていくのではと思う。

会長：重要なご意見。一点目の大住については、自治会との調整は予定しておられるか。何かそういったようなどここまでできているかというようなこと、それから地域の方々のご意見をどのような形で吸い上げていって中身を作っていくか、このあたりはどうなっているか。

事務局：大住ふれあいセンターについて、前回は、みなさまに説明会というかたちで、大体のゾーニング図をお示ししたところ。現在、そこから基本設計に入っていく段階ということになっている。方針として、細かく部屋を設けるのではなくて、できるだけ広い空間の中でゾーンとして静のゾーンと動のゾーンを使い分けていくというような方向で現在、基本設計の方を進めているところであり、今後については、ある程度基本設計が固まれば、市民の皆様に再度見ていただき、その箱物を使って何ができるか、どういったことをしたいのかというご意見を頂戴しようというような計画を立てている。その際に

は、こどもさん向けのワークショップなど、そういういたものを開きながら、こどもさんのご意見もお聞きしたいなというふうにしている。

会長：二点目、育児サークルの減免制度のことについてはどうか。

事務局：市の施設の利用料の減免については、市全体の施設をというところで、なかなかこちらの方も苦慮しているところ。今後については、育児サークルの支援の方は他に何かもっと効果的なものであるとか、もっと市と市民の皆様が一緒になって協働で進めていくものがないかといったそういういたところをもっと考えながら密接にお話をしながら進めていきたいなというふうに考えている。

会長：難しいところではあるが引き続きご検討いただきたい。他に質疑はないか。

委員：今、申し上げるべきかどうかと思いながら、少し考えていたが、居場所の関連で少し言わせていただく。大住児童館がリニューアルされて使いやすくなるというのが、わかっていたが、先ほども言われたように松井ヶ丘、松井山手の付近にはそういうことところはなく、若いお母さんたちが場所がほしいというのは、相談されることが多い。私も毎週水曜日に公民館で、ボランティア活動をさせていただいているが、そこは公民館であっても地域に關係なくどなたでも来てくださいということで活動している。ボランティアということで、公民館の使用料もなしでさせていただいているので、どなたでも来ていただけたらいいと思っている。先日、少し相談ということで若いお母さんたちがいらっしゃって、公民館の使用方法をもう少し考えていただけないかというようなご意見もあり、やはり南部の方、ミライロで、学習の支援とかしてらっしゃるお母さんたちがおられて、北部の方でもそういうこともしたいがその場所がないといったことであった。また松井ヶ丘の公民館だけでなく、自治会の他の自治会の公民館もあるが、なかなか自治会の理解も得られない部分もあってといった感じで相談された。公民館の使用規程を緩和してくださるようなことも少し聞いたりはするが、そういう柔軟な公民館の利用の仕方も考えていただけたら嬉しいと思う。

また、大住児童館ができても、北部、松井山手の方ではなかなか利用しにくいというご意見があるので、できるだけ北部の方にもそういうミライロみたいなところを作っていてくださいて、気楽にそういう若いお母さんたち、こどもさんたちが利用できるところがあればいいと思うので、ご検討いただきたい。

会長：このあたり事務局の方ではなかなか将来計画というところで答えにくいというところもあるかと思うが、何かあれば。また公民館使用規程の柔軟性のあたりは可能性としていかがか。もし何かお答えできることがあれば、お願いしたい。

事務局：中央公民館等を担当している社会教育課からお答えする。地域の分館公民館については、一応、分館公民館という形にはなっているが、それぞれの

区・自治会に実際の管理の方をお願いしており、それぞれの区・自治会で規約を決めておられる状況になっている。私どもも、その地域の公民館をもっと活用したり、そういった若いお母様方、子どもの居場所なんかをしていけたらいいなというようなところで、つい今しがた取り組みを始めようかとしているところで、またこちらの方でも考えていきたいと思っている。

会長：他に質疑はないか。

委員：先ほどから、子どもの居場所の話が出ているが、ひとつの視点としていただきたい点がある。児童館や公民館など、管理者がおられる施設については、その管理者の方がしっかりと把握しているけれども、市内にたくさんある児童公園や都市公園について、仕事柄、頻繁に回ったりはしているが、本当に子どもたちが安心して遊べる施設だろうかという視点で見ていくのも大切なかなと。だから、子どもたちの居場所だけを作るのではなくて、子どもたちが保護者が、そこで子どもたちを安心して遊ばせることができる施設づくりという視点が重要。例えば、私はここへ赴任して1年になるが、京田辺市内では児童公園で子どもたちが被害に遭ったということは、去年1年間はなかったが、京都市内では、幼児が公園内で性被害に遭うなどの犯罪が現実に起きている。だから、親の目から離れたその場所で、子どもたちが安心して遊べる施設づくりは一つの視点として、今後とも計画の中に盛り込まれるのが大切だと思う。防犯カメラの設置、管理者の常駐、巡回など、そういった観点でも見ていただけたらなと思う。

あとひとつは、性教育の問題について、先ほどパブリックコメントの中にあって性教育の問題が取り上げられていたが、現実に、SNSの中では子どもたち、たくさんの性情報にふれている。今まで考えられなかった情報量を子どもたちは現実に持っている。それが性犯罪あるいは子どもたちの中での性非行といったものに繋がっている現実がある。やはり、本能的にそういうしたものには興味を持つし、ふれることだと思うので、教育の場での、そういった制度のあり方について、しっかりと親御さん、学校にも、犯罪になる前に教育をしていくという視点もちょっと盛り込んでいただきたい計画していただければ良いものになっていくのではと考えるため、提言させていただく。

会長：本当に重要なご提言だと思う。一点目の児童公園のことに関しては、やはり防犯カメラの設置なども含めて、安全管理ということについては非常に重要な視点だと思う、また、二点目の性教育のことにつきましても非常に重要な視点かと思う。一点目の児童公園などの安心できる場所作りという点についてはどのように考えておられるか、事務局の方で何かあればお願ひしたい。

事務局：まず、公園の防犯というところについては防犯カメラの設置とかそういったハード面の対応が計画の方には担当課の方では上がってきている。巡回などのハード面ではないソフト面での対策というのも重要な視点だとは思うので、そちらの方についても進めていきたい。

会長：二点のことについて何かあれば、お願ひしたい。

事務局：こども・学校サポート室で、小学校中学校を管轄している。こどもたちが性被害にあわないためにということで現在の取り組みとしては、各学校で小学校においては、高学年において保健の授業で、中学校では保健体育の授業の中でまず自分の体を大事にするという授業は、もちろん行っている。それに加えて、ネットによるトラブル、被害を防ぐためにということで、警察の方々とも連携したり、企業の方々と連携しながら誤った情報を受け取らない、であったりとか、ネットに潜む危険性というのは、常に児童生徒に対して注意喚起を行っているところであり、今後も、こういった視点は大事にしながら指導を進めていきたいと考えている。

会長：他に質疑はないか。

委員：今、性教育の話が出たが、私も以前何度かPTAの本部役員などをやっており、こどもに対して、そういうふうな教育の場を設けられているのは重々承知してはいるが、親の方への教育というのではないのかなと思っている。昨日、ちょうど西脇市の方に行ったときに、仲間と帰ってくる車の中で、そういう話をしていた。こどもは、自分の身は自分で守ろうというのがあったとしても、保護者の方が例えばそういう問題が起こったときにどういうふうにして寄り添つたらいいのかとか、少し違うかもしれないが、自分の娘に彼氏ができてちょっと旅行に行きたいとなつたときにどうしてもそういうふうな、健全なお付き合いのなかでの行為だと思うが、そういったときに父親はどう対応したらいいのだろうか、といった話もあって、そうなつたときに性被害とかそういう性の問題というのは親の方もちゃんと勉強して、こどもにどういうふうに伝えていくか、ということも必要だなと思う。PTAとか市の方で親に対してのそのようなセミナーなどとしていただけるのであれば、理解は深まるのかなというふうに思う。

会長：今、こどもの方が情報が進んでいるので、親の方としては戸惑うことがたくさんあるかと思う。教育委員会とかでは、そのあたりの情報、周知とかセミナーの計画などはいかがか。

事務局：教育委員会として何かという動きは今のところないが、基本的にやはりそういうこどもたちに向けてという部分での取り組みをしているところ。また、おっしゃっていただいたPTAの方でも課題をしっかり持った上で、PTAとして何ができるかというあたりで、親の両方の繋がりであるということも、また啓発できたらとは思う。

会長：親に対する性教育のセミナーというのはなかなか難しいかと思うが、いかがか。

委員：親に対して話す機会が、入学説明会、修学旅行説明会、林間説明会ぐらいしかないので、そのときには保健室から見たお家の方にこうあってほしいというような願いは、伝えさせてはもらっている。でも、学校全体としてPTAが開催される親のためのというようなことは、PTA主催でされたこともある。こどもに対しては、さきほどおっしゃったように授業の中で取り

入れたりもしている。ミライロが、三山木小学校の校区内にあるが、確かによく行っている子がいるが、ちょっと心配しているのが、結構ゲームしている子が多くて、なかなか夜帰ってこなくて、お家の人がなかなか帰つてこないと心配しているということを聞いたりもしている。もちろん、場所があることも素晴らしい、そこで集まる仲間がいて楽しそうに行っている子もいるので本当に感謝しているが、お家の方からしたら、心配な面も少し聞いているので、あそこが何時までOKにしているのか、私も全然ちょっとその情報を知らないが、確かにおっしゃったように管理とかいう面もしっかりと、本当はサポートしていかないといけないのかなと思っている。

会長：安全管理のルールをどうするかということも含めて、考えていった方がいいかと思う。大学でも、本学には、看護学部があるため、学部の方でそういったようなセミナー、特に女の子と母親対象のセミナーというのもやっているので、ホームページもご覧になって、いろんな形で活用していただければと思う。他に質疑はないか。

委員：私は、子育て支援事業で、主に小さい子を対象としているが、今回のこのアンケートを見させていただき、小学生のことがすごく気になった。居場所として学童保育をすごく充実させてほしい、なかなか入りにくいというのも、子育て支援の中でも聞くところではあるが、最近のニュースで京田辺市のことではないが他市で外遊びを全然させていないといったことがあったっていうのを聞いて、そのあたり、場所の確保をどのようにしているのかというようなところが気になった。あと、うちの娘が他市で学童をやっているが、毎日遊びに行かすのはなかなか難しいというふうに聞いている。学校から帰ってきたらなかなか難しいとは思うが、長い休みのときなどはどのようにされているのか、ちょっと気になつたのでその充実は絶対必須かなと思って意見させていただいた。

事務局：本市の留守家庭児童会は、小学校の敷地内に設置しているため学校の協力を得て、外遊びの時間を設けている。こどもたち、やはりおっしゃるように外遊びがとても好きなので、夏もかなり暑いときもあるが、少しでも外で涼しい時間に遊べるようにということでさせていただいている。

会長：他に質疑はないか。

「なし」

（3）令和7年度京田辺市特定教育・保育施設の利用定員の設定等について

事務局：〈資料7に基づき説明〉

まず、「1 利用定員について」平成27年4月1日にスタートした子ども・子育て支援新制度では、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴取した上で、市長が幼稚園や保育所などの特定教育・保育施設の利用定員を定めることとされている。

次に、「2 利用定員の設定に係る国の考え方」について、1つ目として

「・認可定員の範囲内で実情に応じて設定する。ただし、具体的な人数設定に関する全国一律の基準は設けない。」とされている。また、2つ目として、「・認定区分ごとに設定することを基本とするが、年齢別など更に細かい区分で設定することも可能。」とされている。

次に、「3 令和7年度における利用定員の設定等」のところ、①市立認定こども園の新設について、幼保連携型認定こども園「京田辺市立河原こども園」が令和7年4月に開園することに伴い、利用定員の設定を行う。予定している利用定員の人数については、1号認定、即ち幼稚園枠が15名で、2号認定、即ち保育所枠の3～5歳児が130名で、3号認定、即ち保育所枠の0歳児が18名、1・2歳児が67名の、合計230名となっており、認可定員と同数としている。

なお、認可、正確には公立施設の場合は届出受理と言うが、これについては、京都府において既に受理されているところ。

裏面に進んでいただき、②市立幼稚園・保育所の廃止のところ、京田辺市立河原こども園の設置に伴い、「京田辺市立田辺東幼稚園」と「京田辺市立河原保育所」を廃止することから、利用定員についても廃止をする。

また、一番下の「京田辺市立南山保育所」のところ、こちらについては、令和7年4月から同園を三山木保育所へ統合することに伴い、同園を廃止することから、利用定員についても廃止を行うもの。

なお、これらの施設の廃止届については、京都府へ届出済。以上。

会長：質疑はないか。

委員：こども園になった場合、幼稚園枠に入るお母さんたちがいるが、その幼稚園のお母さんが働きに出たら、それは保育園枠に移動が可能か。

事務局：おっしゃっておられるとおり当初、1号枠、幼稚園枠で入られた方が、仕事に出る、保育を必要とする要件が満たされたら、2号に移りたいことは今でも多くの方がおられる。ただそうであっても、結局他の方との調整ということになってくるので、保育枠に移れるかどうかというのは、そのときの空き状況であるとかも加味されて調整していく。空きがなければ、2号に移っていくことはできないため、当面1号枠のままで、調整は毎月ずっとやっていくので、一旦保留になってしまって、翌月に自動的に調整に乗っていく。入所に繋がるまでは自動的に調整されていくことになる。

会長：他に質疑はないか。

委員：田辺東幼稚園の閉園で、河原こども園に幼稚園枠が設定されていると思うが、一学年5人は、来年度希望した方が全員こども園に入れるのか。

事務局：河原こども園の方で、全員受け入れはできている。

会長：他に質疑はないか。

委員：うちの会社で、実際、保育所に申し込んだが、全く入れなかつたというこ

とで、他の市へ、親の実家の住所の方へわざわざ連れて行っているというのを聞いたが、この数としては本当に足りているのかなっていうところが少し疑問に感じる。

会長：はい、痛いところかと思うが、重要な質問だと思う。いかがか。

事務局：今回、この4月の入所に向けて入所調整をずっとしていた。最終的には、国に報告する国基準の待機児童というのはこの4月もゼロだが、ただその一方でおっしゃっておられるとおり、理由はどうあれ保留になっておられる方が多くあるというのは、今年に始まった話ではなくずっと昔から京田辺市が抱えている一つの課題ということにはなっている。

このため、年度当初でこのような状況なので、年度途中にいたると、ますます入りにくくなるということは、もう課題として捉えているので、受け皿を拡充していくしかないということになり、施設整備を進めていくということになる。

河原こども園の分については、元々、分園を開いていた中でずっと運営をしていたが、分園の老朽化が著しいということもあり、安全を保てるということもあったので、年数をかけて、その分園に行っていたこどもさんを本園で吸収できるように、年数をかけてずっと調整してきた。

その一方で、保育ニーズはずっと高止まりで、河原こども園は一定詰め込みということになるのも、もうこどもにとっては良くないってこともあり、一定、定員までならした中で、同時に施設整備もして受け皿も増やしていくというところで捉えている。うまくいけばフルサイズのこども園もこれから立ち上げていく予定で、そういった中で、その時々のニーズを見ながら施設整備の方は進めていきたいというふうには考えている。

会長：市としても、かなり急ピッチで進めているようではある。

また、施設だけではなくて保育士、やはりソフト面でも揃わないのということもあるので、そのあたりも非常に大きな課題かなというふうに思っている。他に質疑はないか。

委員：定員の話だが、大住こども園と松井ヶ丘幼稚園統合ということで、令和9年度からとなっているが、来年度入園の大住こども園の幼稚園枠が定員オーバーになっていると聞いている。この状態で松井ヶ丘幼稚園とやはり予定どおり令和9年度に統合はされるのか。断られていると聞くので。

事務局：予定としては、今のところ変わることはないが、ただおっしゃるとおり、大住こども園の3歳児それから4歳児がもう定員枠がいっぱい、元々保育枠で入所調整をしていた中で、結果保留になられた方が、要は保育枠で申し込みをされた方が保留になって即座に1号枠の方に申し込みをされるというところで、その保留になられる方がそこに流れていったということはある。なので、9月の幼稚園枠の受付の段階では定員は切っていたが、その保留になられた方が一気にそこに流れたので、大住こども園の3歳4歳児童が定員いっぱい近くになっているという現実はある。

その一方で、松井ヶ丘幼稚園の方は、今年入られた方がおひとりということもあり、だからそんなに極端にその統合になったからといって入れなくなるとかいうことはない、ただ大住こども園の定員枠がいっぱいになっているのは、どうしてもその2号の調整の関係で保留になられた方が、そこに一気に流れたということもあるって、定員いっぱいになっていったということはある。

委 員：来年度入園の方が願書の時点では1人だったが、その後、やはり保育所が駄目だったっていうことで問い合わせが何件か来ているというふうに聞いていて、今多分3人、来年度入園すると聞いている。その3人の子は、年長に上がるときにも松井ヶ丘幼稚園がなくなってしまうという話を前提の上での入園だが、その子たちは確実に大住こども園に転園ができるということか。

事務局：2号認定との兼ね合いもあるが、元々各年齢50人の定員設定。3歳が35名、保育枠が15名、それが各年齢である。1号と2号、そのそれぞれの定員の年齢はその時々のニーズに合わせて増えたり減ったりさせることは柔軟に対応をして、受け入れはしていくことはできる。数年先の話なので、その時の状況はわからないが、一応そういうふうな建て付けになっていて、少なくとも今3名松井ヶ丘幼稚園でおられた方は基本的に統合の段階で大住こども園が受け入れるという形にはなる。

委 員：統合などで、それが当然なのかなとは思う。でも、もしも大住こども園へいけないのであれば、もうちょっと松井ヶ丘幼稚園を存続してもよかつたのではという思いが、どうしても在園児の保護者にはあって、しかも大住こども園がいっぱいなので、もう全員が確保できないという案内も多分一旦されたと思う。それを聞いて市外の園に行ってしまったこどもいるのかなど、1人でも多くの子に入ってくれたらいいなという在園児の思いがあったにもかかわらず、あと定員オーバーに関しては説明会の時点でも何人の方が給食が始まるのになぜいよいよ様子を見てもらえないのかとか、大住の方も本当に松井ヶ丘小校区の方が願書を出すようになって、大住小・桃園小校区の方もちゃんと入園することができるのかという不安の声がたくさん出ていたので、その結果がこうなってしまうのかというところはやっぱりすごく残念に思う。

会 長：周知の問題もあるかと思う。きっと不安の中で親御さんはいろんな形で決断されていると思うので、そういうような情報周知をどうしていくのかっていうことはこここの課題かなと思う。

本当に京田辺市のお子さんは京田辺市の方で保育を受けるっていうことが一番いいのかなというふうに思うので、そのあたりの兼ね合いがあるかなと思う。また、市の方でもなかなか、見通せないこともあると思うので、難しいところかとは思うが、そのあたり調整をどうぞよろしくお願いしたい。他に質疑はないか。

「なし」

(4) その他

委 員：幼稚園の方のお弁当給食が来年度から開始ということで、1月に入ってから正式に具体的な案内をいただいた。その中でも弁当給食の費用が月々5,800円という案内だったが、大住こども園の幼稚園1号認定の方は主食と副菜と合わせて4,450円になっているので、同じ公立で、しかも校区によって行ける場所が公立幼稚園の場合は決まっている中で、この差が気になる。頑張って導入していただいたのはすごくありがたいと思つてはいるが、気になっている。

会 長：そのあたりは、どのような解釈で設定なさっているのか。

事務局：元々、プロポーザルで業者を決めたが、そのときに提供された一食あたりの額がある。これをストレートに導入すると負担がかなり大きいので、そのうち、どの程度、市が負担できるかというところで調整をしていったところが、まず入口としてある。その後、公立園であるとか、提供している給食の状況でも値段を比較検討してきた。一方、これは松井ヶ丘幼稚園の話ではないが、田辺幼稚園が来年度いっぱい休園になる際、田辺幼稚園区にいるこどもさんの行き先を確保していくところで聖愛幼稚園と協定を組みながら行き先の確保に努めていった。聖愛幼稚園でも民間からの弁当給食を導入されておられ、その金額との兼ね合いもあって、いろいろ比較検討していった中で、今の金額に落ち着いている。公立園の方もここ昨今の物価の高騰も激しいので、特に給食費の方は主食費と副食費で二つあるが、副食費の方も毎年国の方が価格を決めているが、これも毎年上がっているという部分もある。おそらく、来年もまた上がっていくこともあるのと、昨今の米代も非常に値上がりが著しいので、適正な金額がどのあたりかというところで比較検討していった中で、今の5,800円で落ち着いたという状況の金額設定になる。

会 長：価格差のことについては、同じ公立の幼稚園で、その辺り補助金をどの程度導入するかということもあるというふうに思うので、校区が選べないというところも考慮し調整していただければと思う。

他には。

委 員：パブリックコメントの中にも給食に関する食に関するお母様たちの大変熱い思いが載っていたが、こういうお母様たちもいらっしゃるということで、そういう方には自分でお弁当を作ってくるとか、そういう自由選択みたいなものや、給食の牛乳に関しても、いろいろ心配されていることがあるのかなと思い、そういう選択制というのは、導入される計画はあるか。

会 長：選択制についてはどのような状況か。

事務局：今のところは、選択制は特に考えていないので、こちらの方から提供するものを食べていただくというところで考えている。

会 長：特に、小学校の給食などは決まっていて、その話は難しいところかと思う。ただ、アレルギーに関しては、随分配慮がされているというのは伺つ

ているが、なかなか選択制というのは難しいところかなと思うが、何があるか。

委 員：日々、小学校で給食を提供しており、牛乳を飲まない子どもが多い。保健室にもしんどい子どもがたくさん来たときに一応体調が悪いときは保健室で給食を食べるが、牛乳を飲まないという子どもは結構多い。もう家の方で健康のために牛乳は悪いっていうふうに言われている子どもも何人かいると思う。このコメントをみたらたくさん的人が牛乳のことがのっていた。どうして牛乳を絶対に出すのかというのは、栄養教諭に聞いたことがある。やはり国が言っていて計算して栄養価がそれでトータルで必要だからという答えがある。また、牛乳のお金がどうなっているか聞いたら、診断書がある場合以外は、牛乳を飲まなくとも払っているということで、そこについては正直疑問には思っている部分もある。自分が飲まない、避けるだけ、そしてもう大量の牛乳が残飯として小学校では残る。それを破棄かどうかはわからないが再利用の仕方なども知らないが、すごくもったいないとは思っている。牛乳代も6年間で、ものすごい額になると思うが、マイナスにして、そもそも発注の牛乳の量を減らす方が本当の節約というかフードロスなども防げるのかなとは思う。管理が難しいと思うが。

会 長：教育委員会サイドのこともあり、なかなか難しいところかと思うが、今後、ご検討いただければと思う。他には。

「なし」

全ての議事が終わったので、進行を事務局にお返しする。

4 閉会

次回、第5回の会議の日程は、本日の会議で概ね調整がとれたため、開催を見合わせること、令和7年度の会議予定、4回程度（6～7月頃、9～10月頃、11～12月、2月頃）についてお伝えし、予定していた日程を終え、会議を閉会。